

## 令和5年小布施町議会9月会議会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年9月4日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 議案第 9号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第10号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第11号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第12号 小布施町におけるあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第13号 令和5年度小布施町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第14号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第15号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第10 議案第16号 令和5年度小布施町介護保険特別会計補正予算
- 日程第11 議案第17号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第12 決算特別委員会設置
- 日程第13 決算特別委員会委員の選任
- 日程第14 議案第18号 令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第19号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第20号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第21号 令和4年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第22号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第19 議案第23号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第24号 令和4年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定
- 日程第21 決算審査報告
- 日程第22 議案第25号 小布施町道路線の認定
- 日程第23 陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第24 議会報告第6号 定期監査の報告
- 日程第25 議会報告第7号 地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告
- 日程第26 議会報告第8号 小布施町土地開発公社の令和4年度事業報告及び決算報告と令和5年度事業計画及び予算報告
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（14名）

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君

建設水道課長 芋川享正君 教育次長 藤沢憲一君  
監査委員 持田宏君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

再開 午前10時02分

◎再開の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

ただいまより令和5年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、9月会議と呼称いたします。

---

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小西和実君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和5年小布施町議会9月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、全国的に記録的な猛暑となりました。小布施町でも、例年に比べまだまだ暑い日が続いておりますが、8月下旬以降、朝晩は過ごしやすい日も増えつつあり、秋の気配が漂う季節となりました。

ここ数年は、毎年台風等の影響により水害の発生に備える状況が続いておりますが、今年度はこれまで水害による農作物の大きな被害は発生しておりません。しかしながら、春先の凍霜害の影響は大変心配されるところであり、収穫期を見守ってまいりたいと存じます。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災及び環境に係る取組について申し上げます。

突発的な直下型地震発生を想定して、昨日9月3日に、町総合防災訓練を開催いたしました。全町民が参加対象となり第2会場まで実施する総合的な訓練は、令和元年度以来4年ぶりの開催となり、多くの町民の皆様にご参加いただきました。

今年度は防災訓練に向けて、地震災害に関する啓発の場として、全自治会の自主防災会役

員を対象とした防災講習会を5月に開催いたしました。この取組への参加をきっかけとして、地域のお祭り等で新たに防災に係る取組を始めた自治会も出てくるなど、地道な取組の重要性を感じているところです。

町としては、こうした各自治会の主体的な取組を積極的に支援するとともに、引き続き町の防災力向上のために、災害に対応できる体制づくりを進めてまいります。

8月会議でもご報告しましたが、8月1日より、地域の脱炭素の推進や防災力の強化、電力価格高騰への対応等を目的として、自家消費型の屋根上太陽光発電と蓄電池を一体的に設置する住宅に対して、新たに町独自の補助制度を創設し、申請受付を開始しました。9月1日現在で6件の事前申請を受け付けたところです。

また、昨年度に引き続き、省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫等の家電製品への買換えに対する補助制度についても受付を開始しております。今年度は、昨年度の対象製品に加え、テレビやLED照明への買換えについても補助の対象とし、9月1日時点で13件、金額で57万2,000円の補助申請をいただいております。

省エネ家電への買換えや太陽光発電システム等の設置は、昨今の電力価格の高騰や災害時の停電対策等にも有効なものとなります。どちらの補助制度についても、まだ予算に余裕がございますので、多くの町民の皆様にご活用いただきますようお願いいたします。

9月2日、昨年度より実施しているツルヤ小布施店の駐車場での資源回収に合わせて、ガラス製食器類等のリユース品の回収を試験的に実施しました。結果を見て、継続実施の可否等を含めて検討してまいります。

また、同日、昨年に引き続き生ごみ減量につながる「キエーロ」コンポストのワークショップを実施し、12人の皆様にご参加いただいたところです。次回は9月18日に開催する予定となっており、まだ参加枠に空きがございます。多くの皆様の参加をお待ちしております。

都市計画及び景観並びに土地利用について申し上げます。

現在、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボでは、小布施らしい土地利用の在り方、景観について、町民の皆様と共に調査研究を進めております。都住地区、東部地区に続き、本年8月より北部地区の農地調査を開始いたしました。

また、土地利用に関係する部署で庁内ワーキンググループを立ち上げ、土地利用に係る課題について一体的に取り組んでいます。東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボでの調査研究から得られた結果や、昨年度の「農と暮らしゼミ」や懇談会で対象地区の住民の方々よりいただいたご意見を反映させ、今年度より2年間をかけ、都市計画マスタープランや農業

振興地域整備計画の総合見直し、景観計画の改定に着手いたします。

小布施町の豊かな農村景観を大切にしながら、より持続的な農業の展開と暮らしやすい町をつくるため、関係各所で連携して取組を進めてまいります。

農業振興及び商工振興並びに農村地域の活性化について申し上げます。

8月18日から25日にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様のご協力により、農地パトロールを実施しました。これは、町内全域を対象に、遊休農地の把握や違反転用の発見などを目的に行うもので、調査結果を基に遊休農地の解消や農地の流動化・集約化を図ってまいります。

7月から長野県立美術館において開催しておりました「葛飾北斎と3つの信濃～小布施・諏訪・松本～」は、8月27日に無事最終日を迎え、成功裏に終了いたしました。会期中、約4万人の方々がこの展覧会を訪れ、北斎館所蔵の上町祭屋台や岩松院の天井画「八方睨み鳳凰図」の高精細レプリカなど、小布施の宝である数々の北斎作品を堪能されました。

8月23日から31日までの9日間、「小布施丸なすフェア」を初開催いたしました。町内8事業所の協力により、信州の伝統野菜にも認定される小布施特有の丸なすを様々な料理にアレンジして提供していただきました。

なお、例年開催しております「小布施ブルムリーフェア」も、9月1日から18日まで町内24の事業所にご協力をいただき開催しておりますので、この機会にぜひ多くの皆様に愛されるクッキングアップルを味わっていただきたいと思います。

6月会議で補正予算をお認めいただき、一般財団法人小布施町振興公社が主体となって運営を行う栗の薫蒸事業につきましては、関係の方々の多大なるご協力により、北部共選所の一角をお借りして施設を設置することができました。9月9日に薫蒸作業をスタートできるよう、現在最終的な調整を行っているところです。

マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。

本年8月20日現在、小布施町のマイナンバーカード交付率は71.4%となっております。現在、役場でのマイナポイント申請サポートやマイナンバーカード時間外交付を実施しております。

マイナポイント第2弾の付与については、本年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象ですが、ポイントの申請期限は9月末までとなっておりますので、対象となる方はお早めの申請をお願いいたします。

福祉について申し上げます。

毎年9月の敬老の日には、ご高齢の皆様のご長寿をお祝いし、米寿及び白寿以上の皆様のお宅を訪問させていただいております。

今年は、米寿を迎えられる方が82名、白寿の方が10名、百賀の方が5名、百賀を超える方が12名の計109名おられます。最も高齢の方は、103歳をお迎えになられます。

ご高齢の皆様やご家族の感染リスクの軽減及びコロナ禍における訪問の可否、喜ばしいことではありますが、訪問対象となるご長寿の皆様が増加する中、訪問日時の調整が難しくなっている状況などを考慮し、町長や職員が記念品をお届けする方法を見直し、百賀と男女最高齢の方を除いては、お祝いをお伝えする通知をお送りするとともに、お祝い金を振り込む方式とさせていただきました。

「敬老ふれあい寄席」は、年に1回ご高齢の皆様が一堂に会し、大勢が1か所にお集まりになる機会であることを踏まえ、感染症対策として分散して年に何度か集まる機会としていくことはできないか、コロナ禍を経て新たなその取組方法はないか思案を重ね、8月号の町報と併せてお知らせしました「千年ふれあい倶楽部」へと事業の組立てを変更いたしました。

新たな感染症への備えを強固にしつつ、介護予防と生活を楽しむ機会の確保を優先すべきと判断し、10月より実施してまいります。介護予防と生きがいつくり、外出機会の創出を図り、社会に貢献されてきたご長寿の皆様にもお喜びいただける行事として定着を図ってまいりたいと考えています。事業の実施方法の変更に伴い丁寧な案内を行って、多くの皆さんにご参加いただけるようにしてまいります。

介護・高齢者福祉では、高齢者の日常生活を地域で支える地域包括ケア体制づくりを進めてまいります。令和4年度において新生病院グループ、パウル会様から主任介護支援専門員を派遣していただくことで、地域包括支援センターに必要とされている3つの専門職である専任の主任介護支援専門員を配置することができました。

介護福祉関連事業所及び事業所の従事者の方々と町地域包括支援センターとの結びつきがより深まったことで、住み慣れた環境で介護サービスを受ける皆様が安心して介護福祉関連事業所をご利用していただくことにつながったものと受け止めております。

障害者福祉では、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、相談から各種支援にスムーズにつながるよう丁寧に対処しております。

児童発達や児童虐待は、現代の行政課題と認識し、取組を進めてまいります。健康係の子育て世代包括支援センターにおいては、就園・就学後の家庭における生活の充実を念頭に置き、長期的な視野から乳幼児の健康的な発育を支える取組を進めてまいります。要保護児童

対策地域協議会は、切れ目ない総合的な支援を図るため、定期的開催に留意してまいります。  
健康づくりについて申し上げます。

町では生活習慣病の予防を第一に、国保の特定健診を中心に、町民健診・高齢者健診を進めております。また、各種がん検診を今月以降も随時予定しております。

一方、町国保加入の皆様の特定健診受診の状況を改めて確認したところ、受診率は県内の人口規模が同規模の町村の中で極めて低い状況にあります。

今年度の特定健診、町民健診の医療機関における健診は、1月まで受診することができます。また、集団健診に当たるヘルススクリーニングは、長野県厚生連北信総合病院様に委託し、11月14日、15日に実施いたします。受診の申込みは、まだ受け付けております。

町民の皆様がご自分の健康状態を知る機会として積極的に健診を受診していただきますよう、これからも啓発活動に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、6月会議でご質問いただきましたがんで治療中の皆様に対するアピアランスケア助成事業につきましては、頭髮補整具などの購入費用の助成を実施したく、今会議へ提出の補正予算に計上いたしました。必要性の高い施策の具現化に努めてまいります。

次に、教育、文化について申し上げます。

8月14日から20日までの日程で、第11回「HLAB OBUSEサマースクール」を開催いたしました。今年は4年ぶりの対面での開催となり、町内からは7名の高校生が、県内外からは43名の高校生が参加しました。

高校生は、HLABの重要な理念である「多様性」、人種、国籍、文化の違いだけではない物事の見方や考え方に触れ、広い視野を得る機会となったことと思います。町外からの参加者の皆様にとっては、開催地の小布施町が特別な時間を過ごした場所として認識され、今後も折に触れて訪れたい大切な場所になってほしいと願うばかりであります。

中学校は8月22日から、小学校は23日から2学期が始まりました。児童・生徒の皆さんは、2学期も勉強にスポーツに、そして仲間づくりに励み、学校生活を過ごしています。

また、小布施中学校男子バレー部が、8月21日から愛媛県で開催された全国中学校体育大会へ出場しました。決勝トーナメントで惜しくも敗れはしましたが、ふだんの練習の成果を十分に発揮されたことと思います。

9月2日に、わらび座によるミュージカル「北斎マンガ」公演が開催されました。多くの皆様にご観覧いただき、感謝を申し上げます。

高井鴻山記念館では、9月9日に4年ぶりに「妖怪夜会」を開催いたします。蔵の中で怪



談や肝試し、また、幟の広場には屋台が出ます。大勢の皆様にお越しいただけたら幸いです。

例年7月に開催しておりました小山田杯少年少女球技大会を今年は時期をずらし、9月17日に開催いたします。今年から種目はボッチャに変更し、小学生35チーム、中学生6チームが参加を予定しております。

幼稚園、保育園では、今月運動会を実施します。わかば保育園は16日、認定こども園栗ガ丘幼稚園は23日、つすみ保育園は30日を予定しております。

次に、本日提出いたしました議案について総括説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、一部改正条例4件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算5件、令和4年度一般会計及び特別会計等の決算認定7件、町道路線の認定1件の計17件です。

小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、令和5年6月9日に番号法の改正が公布され、今後マイナンバーカードと健康保険証が一本化されることに伴い、町の福祉医療費給付金事務においてマイナンバーカードによる受給資格確認と個人番号による情報連携を行うため、町独自利用事務として条例に規定する必要があることから、条例改正を行うものです。

小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、感染症の発生及び蔓延の初期段階から職員の派遣が可能になり、職員派遣の手当の名称が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に変わる等の改正を行うものです。

小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、所管を厚生労働省から内閣府に改正するものです。

小布施町におけるあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例は、部落差別の解消の推進に関する法律の内容を反映し、相談体制の充実や教育及び啓発活動の充実の規定等を加える改正を行うものです。

令和4年度一般会計補正予算（第4号）は、6億6,853万4,000円を追加し、補正後の額を67億3,667万2,000円とするものです。

歳出の主なものは総務費で、今後の財政の健全化を図るため、財政調整基金に3億5,000万円、大規模建設事業資金積立基金に1億9,000万円、小布施ふるさと応援基金に9,522万4,000円を積み立てます。

このほか、マイナンバーカードの事務の増加への対応として戸籍システム改修委託料などに199万9,000円、民生費では、デイサービスセンターのエアコン設置工事に700万5,000円、健康福祉センターの空調設備改修工事に462万円、衛生費では、アピアランスケア助成金に8万円、環境保全費では、国の重点対策加速化事業を活用した脱炭素関連事業の事務委託料として300万円、商工費では、空き店舗活用事業補助金の増額分として260万円、教育費では、おぶせミュージアムの施設修繕工事等に682万円などを計上しました。

歳入は、前年度繰越金の確定により5億7,548万4,000円、普通地方交付税の額の確定により8,874万6,000円をそれぞれ増額し、臨時財政対策債の額の確定により400万2,000円を減額しました。そのほか、戸籍住民基本台帳費補助金196万6,000円、環境衛生費補助金300万円、保健衛生費補助金4万円、土地開発公社出資金返還金300万円などを見込んでおります。

以降、特別会計補正予算につきましては、補正額及び補正後の額のみ申し上げます。

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算は、繰越金の確定等に伴い、財源内訳の補正を行うものです。

令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ112万2,000円を減額し、補正後の額を2億72万2,000円とするものです。

令和5年度介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれに6,144万7,000円を追加し、補正後の額を12億2,303万2,000円とするものです。

令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれに8,000円を追加し、補正後の額を2億5,152万4,000円とするものです。

次に、令和4年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計は、歳入総額72億609万円、歳出総額64億5,184万4,000円で、前年度と比べ、歳入で2.1%の減、歳出で0.5%の減となっており、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は、7億5,424万5,000円となっております。

令和5年度への繰越事業に充当すべき一般財源は、道路補修事業、道路新設改良事業、水路新設改良事業、中学校環境整備事業、給食センター管理費などで、5,850万7,000円となっております。歳入歳出差引額からこれらを差し引いた実質収支額は、6億9,573万8,000円です。

次に、水道事業会計を除く国民健康保険、下水道事業など5特別会計の総額は、歳入が32億4,188万8,000円、歳出が31億3,729万5,000円で、前年度と比べ、歳入で4.0%の増、歳出で6.0%の増となっております。

以降、歳入歳出の決算額のみ申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入総額は12億1,830万4,000円、歳出総額は12億1,736万6,000円で、実質収支は93万8,000円。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億9,055万7,000円、歳出総額は1億8,454万9,000円で、実質収支は600万8,000円。

介護保険特別会計の歳入総額は11億7,007万5,000円、歳出総額は10億9,982万1,000円で、実質収支は7,025万4,000円。

下水道事業特別会計の歳入総額は4億7,725万3,000円、歳出総額は4億5,391万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,293万5,000円を差し引いた実質収支は40万1,000円となりました。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は1億8,569万9,000円、歳出総額は1億8,164万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源364万9,000円を差し引いた実質収支は40万8,000円となりました。

水道事業会計では、収益的支出で1億8,733万2,000円、資本的支出が5,374万8,000円となりました。

なお、水道事業会計につきましては、余剰金処分につきましてもご審議をお願いするものです。

以上が令和4年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要となります。

町道路線の認定は、民間事業者の造成事業に伴う道路1路線を認定するとともに、長野県で施工していました広域農道の修繕工事が完了しましたので、農道から町道へ1路線を認定するものです。

以上、議案について総括説明をいたしました。よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月会議最終日に人事案件の追加提出を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

---

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） これより本日の会議を開きます。

---

**◎諸般の報告**

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情の受理について報告いたします。

令和5年8月9日付で、長野県保険医協会会長、宮沢裕夫君から「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書1件の提出がありました。陳情書は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

---

**◎議事日程の報告**

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（小西和実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

13番 関 悦 子 議員

1番 田 中 助 一 議員

以上の2名を指名いたします。

---

◎審議期間の決定

○議長（小西和実君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

小林議会運営委員長。

〔議会運営委員長 小林一広君登壇〕

○議会運営委員長（小林一広君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

9月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日4日から9月22日までの19日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（小西和実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

お諮りいたします。9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長報告のとおり、9月22日までの19日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

---

◎議案第9号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第3、議案第9号から日程第6、議案第12号までは、条例に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第9号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第9号の説明が終わりました。

続いて、議案第10号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第10号の説明が終わりました。

続いて、議案第11号及び議案第12号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第11号及び議案第12号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号から議案第12号までは、お

手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号から議案第12号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第7、議案第13号 令和5年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第13号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

### ◎議案第14号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第8、議案第14号から日程第11、議案第17号までは、令和5年度小布施町特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第14号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第14号の説明が終わりました。

続いて、議案第15号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第15号の説明が終わりました。

続いて、議案第16号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第16号の説明が終わりました。

続いて、議案第17号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第17号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号から議案第17号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎決算特別委員会の設置

○議長（小西和実君） 日程第12、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号 令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第19号から議案第24号までの令和4年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審議を期すため、議長及び監査委員を除く12名をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

---

#### ◎決算特別委員会委員の選任

○議長（小西和実君） 日程第13、決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

田 中 助 一 議員	村 中 容 議員	山 崎 博 雄 議員
小 倉 繭 議員	久保田 守 彦 議員	竹 内 淳 子 議員
関 良 幸 議員	寺 島 弘 樹 議員	中 村 雅 代 議員
福 島 浩 洋 議員	小 林 一 広 議員	小 淵 晃 議員

以上12名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の議員を決算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました12名の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第14、議案第18号 令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第18号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、先ほど設置されました決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は、決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第19号～議案第24号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第15、議案第19号から日程第20、議案第24号までは、令和4年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第19号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第19号の説明が終わりました。

続いて、議案第20号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第20号の説明が終わりました。

続いて、議案第21号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第21号の説明が終わりました。

提案理由の説明の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

お疲れさまです。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。再開します。

最初に、諸般の報告事項についてご報告します。

総務課長、大宮 透君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号から議案第24号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第22号から議案第24号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第24号までを、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号までを、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

---

### ◎決算審査の報告

○議長（小西和実君） 日程第21、決算審査の報告を行います。

監査委員に決算審査の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） お疲れさまです。

それでは、お手元の資料で、令和4年度小布施町一般会計・特別会計決算審査意見書をお手元にご用意ください。

決算審査意見書ということで、1枚めくっていただいて、1ページ目にいきます。

令和4年度小布施町決算審査意見書、令和4年度一般会計及び特別会計の決算審査を行った結果は次のとおりであると。それで、決算審査とは地方自治法第233条第2項の規定による決算その他関係諸表等の計数の検証と予算執行及び事業経営が適法かつ効率的に実施されたかの検証ということになっています。

1番目として、審査の概要です。

(1) 審査の期日ですが、令和5年7月10日、11日、13日、19日、20日、21日、24日、27

日、28日、8月2日、そして、ここには記載されておられませんけれども、毎月例月の出納検査の日程にも併せて、毎月その都度審査しております。

(2) 審査の場所ですが、小布施町役場、町の出先機関及び工事等の施工場所です。

それと、(3)の審査の対象ですが、令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算、以下いろいろと載っています。後でもまた項目は出てきますので、ここは省略して、最後の2行ですけれども、地方自治法第233条第1項に規定する書類というのは、これは会計管理者から提出された決算書類のことです。それと、次の地方自治法第241条第5項に規定する書類、これは基金に関する書類のことです。

2番として、審査の主眼点。

各会計の歳入歳出決算、同事項別明細、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等に関する計数、帳票、証拠書類、事務処理等について審査いたしました。

次のページ、2ページ以降ですが、先ほど来、役場の方のご担当の方からそれぞれの数字の説明がありました。私のほうは二度手間になってしまいますので、省略します。また、後でチェックしてください。私がチェックした限りでは、先ほどの説明のと通りの数字になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の審査の結果、2ページ目の各会計の歳入歳出決算総括、(2)の令和4年度一般会計・特別会計款別前年度比較表、次、3ページ目が歳入歳出の関係が載っております。4ページ目ですが、2番、国民健康保険特別会計の歳入歳出、3番の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出、5ページ目に移りまして、4番、介護保険特別会計の歳入、それで6ページ目の歳出、次の5番の下水道事業特別会計、これは今やったばかりですから、歳入歳出ですね。6番目の農業集落排水事業特別会計、歳入歳出、7ページ、7番の水道事業会計の①が収益的収入及び支出、その次の8ページ目の②資本的収入及び支出、これも今、説明があったとおりです。

次の9ページ目だけ、午前中に説明がございましたけれども、二度手間になる可能性もありますが、取りあえずご覧いただいて、まず、3の一般会計歳入歳出決算についてご説明いたしますね。

歳入合計は72億609万円で、前年度より1億5,489万4,000円マイナス、前年度比2.1%減。歳出合計は64億5,184万4,000円で、前年度より3,155万3,000円の減、前年度比0.5%の減。差引き7億5,424万5,000円で、翌年度の繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は6億9,573万8,000円です。昨年、前年度は7億511万円という数字になっています。この後の構

成比で主なものも先ほど説明もありましたので、省略します。

それと、イの町税は、町民税が5億9,995万4,000円で、前年度比1,667万8,000円の増。固定資産税が5億1,897万7,000円で、前年度比2,773万2,000円の増。総額では4,441万円の増ということです。

それと、国庫支出金ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とか社会保障・税番号制度、システムの整備補助金とかデジタル基盤価格支援補助金などが交付されて、総額で7億2,928万2,000円でありますけれども、前年度より特例定額給付金や災害復旧事業費の大幅な減額があつて、総額で1億8,872万5,000円の減となっています。

カを見ていただきますと、寄附金は、信州おぶせふるさと応援寄附金が前年度より7,893万6,000円多い8億3,339万2,000円となっております。

それで次の10ページ、(4)国民健康保険特別会計歳入歳出決算、これについてもご説明がありましたので、取りあえずアの部分だけ読み上げますと、歳入合計は12億1,830万4,000円で、前年度より993万8,000円、前年度比0.8%の減。歳出合計は12億1,736万5,000円で、前年度より5,591万6,000円、前年度比4.8%の増。差引額は93万8,000円であるということです。これについても、先ほどの表をただ説明させてもらっているだけですから、後でまた確認してください。

5番目、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についても、同様に歳入合計とか歳出合計等説明がありますが、表のまた繰り返しになりますので、省略します。

介護保険特別会計歳入歳出決算、これについても、内容的には先ほどの説明のとおりでございますので、省略します。

7番目の下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、午後の部でご説明がありました。これの一部だけ説明しますと、アの歳入合計は4億7,725万3,000円で、前年度より5,864万円マイナス、前年度比10.9%の減。歳出合計は4億5,391万7,000円で、前年度よりマイナス3,761万2,000円、前年度比7.9%の減。なお、翌年度繰越財源2,293万5,000円を差し引いた実質収支額は40万円という形になっております。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算ですけれども、歳入合計は1億8,569万8,000円で、前年度より1億2,932万3,000円、229%の増。歳出合計は1億8,164万1,000円、前年度より1億2,568万8,000円、前年度比224%の増。差引額は40万8,000円ということです。これは、施設機能強化事業として、北部及びカリナカ地区の污水管等の管渠更生等が行われたためです。あとはちょっと省略します。

続いて最後のページ、12ページになります。

9番目の水道事業会計決算、これについては前年度比のお話も先ほどありましたので、それと資本的収入とかいろいろと話がございました。これについては、一応ウの財産関係については、当年度においては、中町水源送水ポンプ雁田配水池サンプリングポンプ、雁田浄水場ダクト系の更新があり、計1,851万4,000円の増ということでございます。

(10) 財務分析比率についてですが、令和4年度普通会計の主な財務指標ですけれども、財政の弾力性を示す経常収支比率が85.4%です。前年度が80.6%。それと、借金返済の重さを示す実質公債費比率が5.3%、前年度が5.2%。財政の堅実度を見る実質収支比率が20.6%、前年度が20.7%。第三セクター等の負債も含めた町の将来にわたる負債の規模を示す将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回っているため数値はなしということになっています。また、財政力指数は0.41、前年度が0.42でございます。

それで、次の行ですけれども、予算に対しおおむね堅実かつ順調に行財政運営が行われたものと認められました。近年、相当厳しい環境が続いています。今後も健全な財政運営のために長期的視野に立ち、緊急性や安全面など、優先順位を考慮した計画と事業を進めていきたいと思っております。

以上、令和4年度一般会計、国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計及び水道事業会計について審査した結果、決算計数には異常はなく、適法かつ適正であることを認めました。

令和5年8月24日。

小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、関 悦子。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員の報告が終わりました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第22、議案第25号 小布施町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第25号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第25号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第23、陳情第1号は、「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。



## ◎議会報告第6号の報告

○議長（小西和実君） 日程第24、議会報告第6号 定期監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） お疲れさまです。

それでは、定期監査の報告ということで説明させていただきます。

先ほどの報告書の次のページをご覧くださいと、議長宛てに小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、関 悦子のほうから結果報告ということで、提出をしております。

それでは、1ページのほうからご説明したいと思います。

まず第1、定期監査です。

監査の対象及び範囲ですが、主として令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された事務事業に関し、地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況を監査いたしました。

2番として、監査の期日及び実施部署ですが、7月10日月曜日の栗ガ丘小学校、小布施中学校から始まりまして、8月2日水曜日の備品検査・現場検査ということで実施してまいりました。

3番目、監査の方法です。

監査は、町部局及び教育委員会等を含む全ての課を監査対象として、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等について検証をしました。

監査に当たっては、事前提出の定期監査様式書類及びこちらの抽出により関係書類を検査、照合するとともに、事務執行の考え方、課題等について関係職員から説明を受け、現況や現場確認についても実施いたしました。

4番目、監査の着眼点ですが、監査に当たっては、財務に関する事務の執行を重点的に検査することとし、併せて合理的、経済的、効率的及び効果的に事業が執行されているかどうかを主眼として実施しました。また、業務の増加による職員の負担増加を軽減する必要性を

考慮しながら監査に当たりました。

まず、その中で主に着眼として、(1) 文書事務について、文書事務の執行においては、説明責任を果たすため重要な役割を担っております。職員一人一人が小布施町事務処理規則、小布施町財務規則、小布施町公文書管理条例、小布施町公文書管理規程、財務事務研修テキストなどに基づいて、適正な事務を遂行することはもちろん、組織的なチェック機能が作用するよう、引き続き体制整備に努められたいと思います。

決裁文書をほかの市町村の定期監査報告とかそういうのを見させていただくと、鉛筆とか修正テープや修正液での修正というのはあると報告がありますが、小布施町は、私が見た限りでは皆無でした。文章の改ざんも見受けられず、表面上は非常にきれいな印象を受けました。

担当者印、権限者印、上司印の決裁印漏れはございませんで、起票日付、検収日、支払日等の不備は見当たりませんでした。それぞれの権限違反も確認できません。審査部門のチェックが各担当者、上司のチェックもさることながら、審査部門のチェックもダブルチェック、トリプルチェックというような形で適正に行われているという感じです。

次に、備品管理です。

備品番号シールの貼付、備品台帳との整合性、保管場所の明確性については適正に管理されています。引き続き、備品台帳と現物との確認を行い、適正な備品管理を行っていただきたいと思います。

なお、ICレコーダー、録音機とかUSBメモリーとかやデジタルカメラなど記録されたデータの内容によっては、厳正な管理が必要なものもあります。個人情報が入っているとかいろいろありますが、その保管と貸出し及び廃棄に当たっては、消耗品なので、備品とは違って簡単に考える場合もありますが、いろんな情報が詰まっていますので、それについては十分留意されたいと思います。

3番目、補助金等の交付について、各種団体等への補助金交付については、小布施町補助金等交付規則に基づき、補助の必要性や効果を精査して、適正な事務処理が行われております。

補助申請や実績報告においては、必要書類の添付、所定の様式の使用をされておりました。記載誤りや未記載は見当たりませんでした。補助金等の算出は合理的な基準によって行われておりました。また、補助金等の交付条件は適切に示されて、条件どおり履行されていると認められました。補助金などの需要頻度が少なく必要性が薄いものは、減額や廃止などを検

討、ずっと検討されていますが、引き続き検討されたいと思います。

次に、契約事務ですが、地方自治法、地方自治法施行令、小布施町契約規則、小布施町物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公平性、透明性を確保するとともに、適正な事務の執行に努められたいと思います。

随意契約ですが、それぞれ具体的な理由が決裁文書に明記されておりました。引き続き、随意契約の取扱いに沿った適切な契約事務に努められたいと思います。

委託契約の見積書及び契約書などの関係書類及び帳簿は的確に管理されており、内容も適正と認められました。

財産管理でございますが、おのこの財産に応じた必要な維持管理及び補修が適切に行われているか、遊休化しているものについて解決するための方策が講じられているか、財産は効率的に運用されているか、経済性や効果に課題が見当たらないか等について着眼しました。

それで、結果です。

5番目として3ページに移らせていただきますが、3ページの一番上ですが、監査の結果として、対象とした町部局及び教育委員会を含む全ての課等の事務事業はおおむね適正に執行されていたが、後に述べる事項については改善、検討の必要があると認められたので、適正な措置を講じられたいということでございます。

第2に、指摘事項及び所見ということで、まず(1)共通事項、各部共通している関係については財政状況、これについては、先ほどの決算審査のときにも話がありましたが、一応重なる点もありますが読みますと、普通会計の基金に関しては、実質収支が6億9,573万円と令和3年度の7億511万円に引き続き多額の金額が生じました。

主な基金の状況を見ると、財政調整基金は4億2,490万円、ふるさと応援基金は1億6,224万円、大規模建設事業資金積立基金は5,001万円がそれぞれ積立て増となりました。基金総額では28億1,835万円となりまして、6億3,160万円の増加と、まずまず良好な内容でございます。

国民健康保険特別会計での財政調整基金は、5,680万円積立てしたことにより3億7,803万円となりました。また、介護保険支払準備基金は、1,003万円積立てにより2億48万円となりました。

一方、地方債の現在高は、普通会計合計では1億6,692万円の減少、水道事業会計ほか2つの特別会計の合計で1億2,267万円の減少が見られました。

引き続き厳しい財政運営が予想されますけれども、将来展望を見据えた財政基盤の構築を

図っていただきたいと思います。

未納に対する対応ですが、令和4年度の町民税の徴収率は98.34%で、前年度と比べ0.23ポイント上昇しました。固定資産税は98.57%で0.41ポイント上昇し、国民健康保険税についても93.76%で0.69ポイントの上昇。

税目別未納額では、町民税、個人分ですが、個人分では434万円、固定資産税で57万円及び国民健康保険税においては587万円と、それぞれ未納額が減少しております。全体で1,078万円の削減が図られておりました。不納欠損処理もありますが、延滞整理が納税者個々の実情を踏まえて、ほぼ適切に行われた結果と言えます。

なお、項目別、年度別の未納額の状況は下の表のとおりになっております。後ほどご覧になっていただければと思います。

あと、ウとして、職員の業務量の増大についてでございます。

高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、また、町民サービスの向上のため、職員個々の努力によりどうしても業務量が増加してしまうことは理解するところであります。

年次休暇の取得現状を見ると、1人当たりの平均取得日数は10.3日であり、年間取得5日未満の職員数は22名と多く、十分な休暇が取得できているとは言えません。また、現在までの勤務実態を見ても、部署により差はありますけれども、長時間労働が常態化しているため、個々の適切な健康管理をする上で、日頃から安定した勤務形態のマネジメントをお願いしたいところであります。

なお、中途退職者の多さや療養休暇取得者の発生頻度の高さから見ても、是正の必要があります。

以上、労務管理上、年次休暇の取得や時間外勤務削減のため、職員の業務負担を軽減させるべく対策が急務であると考えます。

あと、エとして、監査資料の精度についてです。

定期監査資料を、各部みんな提出していただいたのですが、一部に記載ミスや記載漏れ、軽微なミスと言えますが、取りあえず適正な監査を行うため、正確な記載を来年度以降よろしく願いたいということでございます。

次のページ、5ページにいきます。

これは、今度、各課・各係での指摘事項及び所見ということで申し上げます。

総務課でございます。

総務係の職員研修についてですけれども、職員の意識改革と能力開発、組織風土改革のた

め、また、町民サービスの向上を目指して職員研修が実施されていることは確かです。それにより、効果は上がったのかレベルアップが図られたのか判断尺度が見えません。研修内容の理解度テスト等の実施など、評価指標のようなものが必要だと思います。新入職員増加による教育指導の負担増加も考慮が必要と思われる。

実践というか、実労働のところで役に立つような研修の成果というか、そういうのを見ていかないと、ただ研修をやったから終わりという形ではちょっとまずいと思います。

あと、全体的なところも出ましたけれども、年次有給休暇の取得状況、時間外勤務の実態、各課とも特定期に発生するいろんなイベントとかそういうものも含めて、その残業と突発業務に係る時間外及び出勤については把握しているように思うけれども、各課、各係、個人別にまちまちな状況で格差が大きいことは間違いありません。行事や会議が多い部署においては、休日のイベント等の勤務における代休取得は通常業務に支障が出るなどで取得できずにいる実態からも課題があります。改善が必要ということで、指摘をさせていただきました。

総務係の後が危機管理係ですね、総務課の。

アとして、防災機能の強化と危機管理体制の整備について。

(ア) 防災倉庫の増設や災害対策用消耗品及び備品の備蓄を計画的に進めてきました。備蓄倉庫を視察しましたが、整理整頓がしっかりとなされていました。消費期限の確認管理、それと、在庫管理が適正に行われていました。まさかの緊急時に、安全かつ安心して対応できるものと評価できます。

次に、(イ) 浸水想定区域内の自力避難が難しい住民を対象に「個別避難計画」が作成され、説明会が開催されたと聞いています。近年頻繁に起こる災害に備え、本内容を町民に十分な理解を得ておく必要があるため、今後とも適切な説明と対応に努めていただきたいと思います。

住民側からすると理解不足か、それから、役場側からすると説明不足かどっちか分かりませんが、その辺、やはり万が一のときにきちんと理解しているかどうか、昨日の防災訓練もそうですけれども、そういった中で、実が伴う対応をよろしくお願ひしたいと思います。

住民税務課の、まず住民係です。

町民サービスの向上をということで、戸籍、住民票、印鑑証明、住基ネット等の事務等については、迅速・正確で丁寧な対応がなされています。引き続き、町民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

マイナンバーカードの交付事務ですが、マイナンバーカードの交付事務は、出張や予約制、郵便局による受付や休日、夜間の受付など、ほかの係の協力を得ながら、積極的な対応も令和4年度はされてきております。全国的にはマイナンバーカードの事務ミスとかトラブルやクレームが発生している実情から、引き続き正確な事務処理に務めていただいて、町民の満足度アップを図っていただくことを望みます。

聞くところによると、小布施町ではマイナンバーカードのクレームとかトラブルというのはないというふうに確認はできております。

次に、ごみの減量、分別、リサイクルについてです。

懸案事項として挙げられている「ごみの減量、分別、リサイクル」についてであるが、本年度における可燃ごみ、埋立ごみ、資源物などは合計で前年度比17.82トン減少しました。引き続き、町報や各種研修会、自治会行事などでPRをしていただいて、啓発活動を継続して行っていただきたいと思えます。

次に、税務係でございます。

町税等未納の対応について、先ほどちょっとありましたけれども、町税などの未納額の圧縮に向け、未納者に対する折衝と口座の差押えや執行停止処分を行うなど、未納者の個別事情を考慮し、慎重に見極めた対応を継続的に行っています。交渉記録や関連情報など個別に記録をしており、明確な方針と的確な対応をしていて、収納率アップと未納額回収促進につながっております。長期化、あとは高額化、固定化しないよう、引き続き適切な対応を心がけてほしいと思えます。

そうやって税務係以外も含めて、滞納整理プロジェクト会議というのをやっていらっしゃいますね。それで、その会議の開催によって、令和5年4月1日施行の小布施町債権管理条例、これは、町の債権管理に関する事務の処理について、統一的な基準、そのほか必要な事項を定めることによって、債権管理の一層の適正化を図り、町民負担の公平性の確保及び財政の健全化に資する目的についてのことですが、周知徹底を図られたと思えます、この会議も含めて。税務係だけではなく各課、各係も滞納分への取組をしっかりと行っていただいて、今後とも早期の対応、解決に心がけていただくよう望みます。

会計室です。

会計業務運営についてですが、収入・支出等が法令や財務規則、予算に基づき適正な処理がされているかの審査や会計資料の適切な管理と迅速な会計処理に努めていただきました。

また、検査・検収、書類の添付に不備がないか、担当課及び会計によるチェックを重ねて

適正な事務処理に努めていただいたことによって、全体の、前年度より文書事務のレベルアップにつながったと思います。引き続き、厳正なチェックを怠ることなく業務に当たられたいと思います。

続いて、企画財政課です。

財政係、適正な財政運営について、適正な財政運営を維持するため、起債残高を計画的に減らしていく一方、実質収支の確保に努め、財政調整基金の増加を図っておられます。また、老朽化施設の建て替え等のため、7ページに移りましたが、大規模建設事業資金の積立てを計画的にしてきており、今後とも安定的かつ健全で計画的な財産運営を継続していただきたいと思います。

次に、財政の健全化についてです。

令和4年度の実質収支は6億9,573万円で、実質収支比率は20.6%となりました。前年度18.8%に対し1.8%の増加になりました。好調なふるさと納税の影響により、ふるさと納税促進事業費の差引収支の増大に起因していると考えられますが、今後の人口減少や高齢化の進行に伴う経常経費の増加などが見込まれることから、今後も健全で計画的な財政運営に継続して努めていただくようお願いいたします。

続いて、公共施設個別施設計画ですが、町有財産の有効活用を図るため、全庁的な小布施町ファシリティマネジメント（FM）推進会議を立ち上げました。公共施設に係る総合管理計画や個別施設計画、借地料に関して検討する会議体として設置されたものであるが、軌道に乗り、好結果につながるよう期待したいと思います。

借地の現状、借地料などの基本方針、課題の話合いを行ったということではありますが、今後も定期的開催しつつ、途中経過や進捗・検討状況や今後の方針などを精査して、さらには所有者、貸主との交渉記録の完備など細かな対応をお願いするものであります。

なお、町が借地料として支払っている総額は年間約4,500万円であり、非常に高額であります。今後大きな財政負担になるため、借地料の見直しを早急に行う必要があるとのことであるけれども、ケースごとに実情が異なり難航することが予想されます。諦めず慎重な交渉に当たっていただくようお願いしたいと思います。

続いて、企画交流係、ふるさと納税促進事業ですが、ふるさと納税額の推移を見ると、令和2年度が6億8,700万円、令和3年度が7億5,300万円、令和4年度は8億3,116万円となり、年々上昇傾向で推移しています。担当部署では問合せや苦情などの対応もあり大変な部分もありますけれども、産業振興事業や魅力あふれるまちづくりのため活用していただきま

して、なお一層の工夫改善に努めていただきたいと思います。

続いて、各種事業の効率的な取組について申し上げますと、現在、政策課題としているものは、「地方創生の推進、移住・定住の促進、官学協働事業、少子化対策」であり、それぞれにふるさと納税促進事業、地域間交流の推進、小布施まちづくり委員会の運営、起業家の誘致、男女共同参画社会づくり事業や統計調査など多岐にわたっています。

最少の経費で最大の効果となるよう、工夫改善が必要な業務、削減可能な業務などの見直しを継続的に行いながら業務に当たっていただきたいと思います。こういう見直しをしないと、職員の業務負担の軽減にもつながってきません。

次に、8ページ目にいきます。

各種補助金、助成金の見直し、これについても、先ほど全体の中で話をしましたので、定期的に見直しを、縮小や廃止が適当と思われるものを見直しを継続的に行っていただきたいと思います。

あと、広報情報係、業務全般について、住民に分かりやすい広報情報を積極的に提供されることを望むところであります。中でも、小布施町のケーブルテレビ加入戸数は1,430戸と少ないため、加入率アップを図られるよう今後とも地道な広報活動に尽力されたいと思います。

このほか、広報問わずほかの広報情報としては改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められました。

続いて、健康福祉課です。

地域福祉係、低所得世帯等への支援ということで、1世帯5万円の支給とか1世帯3万円の支給とか、先ほどの決算説明のところでもありましたので、省略しますね。

それで、次の高齢者福祉係、高齢者福祉政策についてですが、高齢者福祉の充実政策として、高齢者等タクシー利用助成事業を実施しています。75歳以上の約2,000人に交付していますが、利用率は5人に1人しか利用していないみたいな形です。せっかく出すタクシー利用券という形になりますので、今後の利用率アップを図るため、引き続き利用促進を図る取組をお願いしたいと思います。

介護保険料未納額が増加傾向にあります。原因を精査しつつ収納率アップの取組に努めていただきたいと思います。

続いて、健康係ですが、これが9ページ目に行きますね。

健康づくりの推進です。



年々、健康に対する関心が高まる中、健康づくりの推進として、心の健康づくり推進事業、母子保健事業、健康診査事業、予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、出産・子育て応援交付金事業などに取り組んでこられました。引き続き、きめ細かな業務遂行に努めていただきたいと思います。

あと、令和4年度の特定健診の受診率は36.1%であり、前年度の42.1%を大きく下回りました。個別健診よりも集団健診の継続受診率が高い現状から、今後は集団健診の日数を増やしたり、受診歴のない人の健診機会を増やすことと、新規受診者が継続して受けられるよう保健指導の充実を図るなどの取組の強化を期待したいと思います。

続いて、地域包括支援センターです。

施設の管理運営ですが、健康福祉センター（ボランティアセンター）の管理運営とボランティアの活動推進事業及び介護予防支援事業に重点的に取り組まれています。また、高齢者福祉の充実に注力して、地域住民が互いに支えたり支えてもらったりする地域包括的ケアシステムの構築を図って、地域包括センターの運営管理に注力されていらっしゃいます。引き続き、安定した運営を心がけていただきたいと思います。

イとして、人材の確保です。

安定的に地域包括システムを構築し得る人材の確保は永遠のテーマであります。専門職であります、資格以上に資質、人柄が重要です。継続的に安定した職員の確保に努めていただき、円滑な運営をお願いしたいと思います。

施設利用者の促進についてですが、生きがい活動支援通所事業「いきいきサロン」ですが、その利用者ですが、参加者が特定されている、ある特定の人しか利用していないような感じ、また、特に男性の利用が少ない。本当に例えば、女性が30人いれば男性が1人だとかそんな感じで、全く役に立っていないという言い方はおかしいのですが、もったいない部分があります。さらなる利用者増加と利用促進を図るため、広報PRや隣近所をお誘いするというか、お誘い活動を強化する取組をお願いしたいと思います。

建設水道課でございます。

都市・建設係、道路、水路、河川の維持管理について。

政策課題の「生活環境の整備促進」であるが、特に町道の維持管理、舗装修繕、改良や橋梁の維持管理、補修工事、主な暗渠の修繕及び河川・水路の整備促進、維持管理、改良が主な事業であります。

令和3年度繰越分を実施できましたが、コロナ禍による資材納入の遅れや積雪などによる

悪天候のため、令和4年度の一部は令和5年度へ繰越しされました。特に大きな問題はないと判断されますが、引き続き適正な対応をお願いしたいと思います。

続いて、10ページ目に移ります。

専門業務に伴う人材確保についてですが、工事関係についてであります。特に目立つのは、大半の設計者が同一人物、提出していただいた資料の工事明細表65件のうち56件が1人に集中して、特定個人へのしわ寄せが生じています。専門業務に伴う人材不足は歴然であるため、早急な対応を望むところであります。

あと、ウとして、国道403号整備計画です。

それについては、須坂建設事務所で用地取得を進めているが、難航中とのことで進展がない状態が続いています。国道403号線と市庭通りの整備・開発事業については相互に関連し、既に立ち上げから年数が経過しているということで、早期の着手に期待するところであります。長野県との連携と関係各課との情報共有を図りながら、継続し取組をお願いしたいと思います。

上下水道係、安全で安定した水道水の供給を、言葉どおりですね。

低区配水池更新事業、これについては、一大事業として令和4年度は順調に工事が進みました。令和5年度中には竣工予定です。現場視察を実施したところでありますが、旧施設との切替えに当たっては、住民への継続サービスに支障が生じないよう慎重な対応をお願いするものであります。

上下水道料金の未納者対応ですが、この未納者対応については、健全経営を図るため今後とも適切な対応をしていただきたいと思います。

続いて、下水道事業の公営企業会計移行についてです。

下水道事業においては、令和6年度での公営企業会計への移行を控えております。将来にわたり、安定した下水道サービスの維持や業務効率向上のため、既存の公営企業組織である水道事業と共通事務の一元化や経営ノウハウを共有するなど、経営改善努力を尽くされたいと思います。

続いて、産業振興課、産業振興係で、前回監査の指摘事項で、それに対する処理であります。まず、遊休荒廃農地解消事業における農地面積を明確な基準によるものへと改善されたことは評価いたします。

続いて、11ページ目に、ブランド戦略事業の転換と、ウの栗の薫蒸処理施設等については、今日の町長の挨拶にもありましたので、省略しますね。

それで、次に商工振興係にいきます。

新型コロナウイルス経済支援事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、商品券の発行や各種補助金の交付を実施し、おおむね好評でありました。今後は、5類分類後における支援策も検討され積極的に行っていただきたいと思っています。

それと、北斎館前トイレ設備の対応についてです。

議会でもいろいろ一般質問等出ましたけれども、北斎館の増築によりトイレが撤去されたことで、ツアー客が極端に減少してきていると聞いております。令和6年度に設置する計画という一般質問の回答でしたけれども、手遅れ状態になる、トイレがないとツアーとか団体客が来ないとかという話になって手遅れという可能性もあるため、仮設トイレでも高グレード、レベルの高い仮設トイレもあったりします。それと、北斎館周辺の面的利用も含め早急に対応する必要があり、早期推進を期待したいと思います。

あと、小・中学校ですが、栗ガ丘小学校、運営全般についてです。

令和5年度学校要覧により、グランドデザイン、学級編制と職員組織などの説明を受けました。特に、キーワードの「エージェンシー」、これは、自ら考え、主体的に責任を持って行動する力及び幼保小中一貫教育の推進について強調されました。校長はじめ教師と職員の共通認識は統一感があります。子供たち一人一人を大切に支えていこうとする姿勢が感じられました。

学校周辺の環境美化は良好で、清潔感もあり、樹木草花など手入れが行き届いていました。すがすがしく感じられました。

12ページへいきます。

小布施中学校、令和5年度学校要覧、同じくグランドデザイン、職員組織等の説明を受けました。特に、目指す生徒の姿として、「自ら考え、行動し、責任を持って変えていこうとする生徒」と位置づけまして、学校教育目標の「始める続ける広げる（エージェンシーの育成）」になり、生徒たちが自主的に作成した生徒会スローガン「現状打破～L e t ' s G e t A g e n c y～」現状に満足せず、小さなことにも疑問を持ち、改善策を考える。そのようにして自分たちの手でよりよい学校をつくり上げていこうする気持ちを一人一人が持てるようにしたいということにもつながりました。

既設の和風トイレを洋式に、この年度に改修工事が行われました。現場検査を行いました。ちょうど中学生の清掃時間帯でありました。生徒たちと触れ合うことができましたが、たま

たまかかもしれません、全員大きな声でしっかりときはきと挨拶し、とてもすがすがしい気持ちになりました。トイレ掃除を見学しましたが、整然と真面目に取り組んでいる姿が見受けられました。

小・中学校では、職員も先生方もほとんど中途退職者はありません。それと、長期療養者も1人もいないというような話でございました。一応そういう話もありました。

続いて、教育委員会、子ども支援係です。

子育て環境の充実について、子育て環境の充実を政策課題として、学校生活支援員の配置や中間教室の運営を継続、さらに教育、福祉、医療の関係者や保護者と共に支援会議を行い、個別の児童や生徒に応じた支援に取り組んでいます。誰もが安心して学べる環境づくりのための施策を行い、家庭、学校、社会、行政が連携を密にして地域全体の教育力の向上を目指しています。未来を担う子供たちのために各種事業において、引き続ききめ細かな対応をお願いしたいと思います。

子ども家庭支援センター（仮称）についてですが、令和6年に子ども家庭支援センター（仮称）を設立し、18歳までの子供がいる全ての家庭の子育てを切れ目なく支援する体制を整えるとしておりますが、引き続き情報把握に努めていただきまして、幼保小中一貫教育の小布施町として、適切な情報管理と情報共有と連携を心がけていただきたいと思います。

育英会の貸付基金ですが、令和4年度には一括払いの償還があつて、金額的には改善されました。未納額や未納人数にはまだ課題があります。督促及び償却対応での見直しを行っていただきたいと思います。

次に、13ページ、認定こども園栗ガ丘幼稚園。

心身ともに健康でたくましい子供の育成に努めるための幼児教育を推進。きめ細かなチェックにより保育の内容、行事等の実施方法を工夫されています。職員の専門性を高めて、個々のスキルアップを図るために各種研修会に参加して、親子ともに安心・安全に生活できるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

わかば保育園、つすみ保育園、エンゼルランドセンターも同様に、親子共々、安心・安全に生活できるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

生涯学習係ですが、高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館、歴史民俗資料館の管理運営、各種講座の企画立案、公民館管理や分館活動、北斎ホールの管理、各種分化イベント、文書館管理運営、図書館管理運営、スポーツ交流事業、人権同和教育、文化及び芸術の振興に関することなど、多種多様な業務推進をしています。その中で、休日出勤対応が

多い部署であります。

コロナが5類分類後、業務内容の見直しにより、取捨選択や負担軽減などメリ張りのある対応を心がけていただきたいと思います。

あと、議会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員事務局の関係ですが、議場の改善について、議場の音響システムについて、午前中からハウリングみたいなことが起こったり、前もそうだったんですけども、私の声もそんなにきれいに聞こえていないと思うので、そういう不具合が生じているため、議会運営に支障が出ないよう町当局と協議し、早期に更新されるよう検討されたいと思います。

また、議場の空調設備についても、今日は気候的に大分緩やかになってきましたけれども、猛暑のときはえらいことになりますね。これも早急に検討され、議員や、今いらっしゃる理事者のための対策ではなくて、傍聴者にも不快感を与えるものであってはならないと考えます。傍聴者増加を図るためにも前向きに検討されまして、もう午後になったら1人もいません、傍聴者。残念なことでございます。一応、検討されたいということで。

あと、監査の総括です。

13ページですけれども、町民ニーズに応えるため、また、町民サービスの向上のためには、職員の業務負担の軽減が必要不可欠ということをおっしゃっていただきたいと思います。職場環境や人事管理面などの具体的な改善をお願いしたいということです。

令和5年度の定期監査及び先ほど説明した令和4年度の決算審査においては、小布施町の財務に関する事務の執行及び運営に関する管理等がいろいろな法令等に基づき適法に執行され、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、事務・事業の経済性、有効性追求、組織及び運営の合理化等に資するかを主眼として調査・検討を行ってきました。また、業務の増加による職員の負担増加を軽減する必要性を考慮しながら監査に当たりました。

その結果の概要は前に述べたとおりであります。町行政全般にわたる事業の執行は、当初の予算、計画、目標に沿っておおむね順調に実施され、妥当、健全なものと認められました。

また、決算審査においては、一般会計、国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計及び水道事業会計において、その決算の正確性と会計処理の合理性について審査し、その結果、歳入歳出決算書並びに附属書類は、いずれも法令、規則に適合し、その計数も正確であると認められました。

これからの下は、監査委員としての意見として申し上げますと、前年に引き続き新型コロ

ナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業において契約内容の変更や見直しが必要となり、各課とも事務量が増加しておりました。今後とも、事務執行に当たる職員一人一人が町の公金を扱う職責を十分認識して、より一層の説明責任の向上を目指して、透明性の高い事務処理に努めるとともに、町民ニーズを的確に捉え、次代を見越した事業展開に努められたいと思います。

近年、町民からの行政への要求が激増していると聞いています。地方自治体行政は広範かつ複雑多様化しておりまして、業務量は増加しております。

役場職員は、高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、町民に寄り添った行政運営を遂行しなければいけません。ただ、監査を通じて、役場職員各人の業務遂行に対する真面目さ、懸命さ、熱意、真摯で誠実な対応は感心しています。

しかしながら、長時間労働の常態化に伴う適切な健康管理が十分にできておらず、異常な勤務状況だと言っても過言ではありません。職員の健康管理、特にメンタルヘルスケアは大きな課題であります。今後も、カウンセリングや研修等を充実させながら、効果の上がる相談体制の強化・拡充を検討されたいと思います。

労務管理上、人事管理上において、業務分担、職員配置の見直し、業務の見直しや削減、業務の効率化、職員の負担軽減、職員不足の改善、職員間のコミュニケーション向上、情報の共有化など、職場環境の課題の改善・解決が急務であります。

以上のような課題の改善・解決を図らなければ、町民ニーズに誠心誠意応えることができず、町民サービスの向上にもつながりません。働きやすい職場、生き生きと働くことのできる環境づくりのため、適切かつ効果的な対応をお願いしたいと思います。職員が健康であることが、健全で堅実な行財政運営につながります。

お待たせいたしました。これで最後です。

最後となりますけれども、今後も信頼され、役に立つことのできる監査の実施を心がけてまいります。法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正にその職務を遂行してまいります。そのためには、自らの監査能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めてまいります。今後ともご支援、ご協力を重ねてお願いする次第です。

令和5年8月24日。

小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、関 悦子。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって定期監査の報告を終わります。

---

#### ◎議会報告第7号の報告

○議長（小西和実君） 日程第25、議会報告第7号 地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

これをもって、地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

---

#### ◎議会報告第8号の報告

○議長（小西和実君） 日程第26、議会報告第8号 小布施町土地開発公社の令和4年度事業報告及び決算報告と令和5年度事業計画及び予算を報告します。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で報告が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて委員長の互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分